

中小企業者等が新規取得した経営力向上設備に係る 課税標準額の特例について

平成29年度税法改正により、認定経営力向上計画に基づく経営力向上設備等への特例適用について、対象資産が拡大されました。

■ **適用期間** 取得が平成28年7月1日～平成31年3月31日

■ **特例対象・割合**

- ・対象者: 中小企業者等
- ・対象資産: **機械及び装置**(リース取引により引き渡しを受けた場合における機械及び装置を含む。) 次の①から③までのいずれにも該当するもの
 - ①販売開始から10年以内のもの
 - ②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
 - ③1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ・特例割合: 新たに固定資産税が課されることとなった年度から最初の3年間価格の1/2

■ **適用期間(追加分)** 取得が平成29年4月1日～平成31年3月31日

■ **特例対象・割合**

- ・対象者: 中小企業者等
- ・対象資産: **工具、器具及び備品、建物附属設備**(償却資産として課税されるものに限る。) 次の①から③までのいずれにも該当するもの
 - ①販売開始から一定期間内のもの (例) 工具: 5年以内、器具及び備品: 6年以内、建物附属設備: 14年以内
 - ②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
 - ③取得価額が一定額以上のも (例) 工具、器具及び備品: 30万円以上、建物附属設備: 60万円以上
- ・特例割合: 新たに固定資産税が課されることとなった年度から最初の3年間価格の1/2

■ **添付書類**

以下の**書類全て**を添付し、申告書と合わせて提出してください。

- ①経営力向上計画の申請書の写し
- ②経営力向上計画の認定書の写し
- ③工業会等による仕様等証明書の写し
- ④リース契約書の写し(所有権移転外リース取引の場合)
- ⑤公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

※④・⑤は、ファイナンス・リースに関して、リース会社が申請を行う場合に必要な書類です。

◎経営力向上計画の申請等については、「中小企業庁」のホームページをご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>